令和９年度社会教育関係団体に対する補助金の交付に関する意見聴取について

１　趣旨

地方公共団体が社会教育関係団体に対し補助金を交付しようとする場合には、あらかじめ、教育委員会が社会教育委員の会議の意見を聴いて行わなければならない、とされています（社会教育法第１３条）。

これは、本来、自由で自主的な活動を行う社会教育関係団体に対し行政が補助金を支出することによって、団体に対して不当な統制的支配や事業の干渉が加えられることがないよう、社会教育委員が行政をチェックする役割を担っているということです。

したがって、令和９年度に交付を予定している補助金について社会教育委員会議にて、委員のみなさまの意見を伺わせていただくものです。

経緯

社会教育法制定当時（昭和２４年）

・国や地方公共団体による社会教育関係団体への補助を禁止していた。（第１３条）
・この規定は、社会教育関係団体が自主性を保ち、自由な社会教育活動を展開する上で意義があった。
・しかしながら、社会教育関係団体の多くは財政基盤がぜい弱であったため、その活動を促進するという点では制約となっていた。
・その後、地域での社会教育関係団体の活動が広がりを見せていく中で、地域住民の社会教育に対する関心も高まり、国や地方公共団体による社会教育関係団体への補助の必要性が高まっていった。

社会教育法改正（昭和３４年）

・第１３条が改正され、社会教育関係団体への助成が可能となった。
・ただし、社会教育法第１２条では、国及び地方公共団体が社会教育関係団体に対して不当な統制的支配を及ぼしたり、事業への干渉を加えたりすることを禁止しており、補助金の支出に当たっては、これに抵触していないことを社会教育委員会議で確認いただくこととされており、意見を伺うものです。

２　根拠法令

社会教育法

（国及び地方公共団体との関係）

第十二条　国及び地方公共団体は、社会教育関係団体に対し、いかなる方法によっても、不当に統制的支配を及ぼし、又はその事業に干渉を加えてはならない。

（審議会等への諮問）

第十三条　国又は地方公共団体が社会教育関係団体に対し補助金を交付しようとする場

合には、あらかじめ、国にあっては文部科学大臣が審議会等（国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第八条に規定する機関をいう。第五十一条第三項において同じ。）で政令で定めるものの、地方公共団体にあっては教育委員会が社会教育委員の会議（社会教育委員が置かれていない場合には、条例で定めるところにより社会教育に係る補助金の交付に関する事項を調査審議する審議会その他の合議制の機関）の意見を聴いて行わなければならない。

4　社会教育関係団体に対する補助金交付予定について

（１）子ども大学ふじみ開催補助金【生涯学習課】
（２）人権教育推進事業補助金【生涯学習課】
（３）市民人材バンク推進事業補助金【生涯学習課】
（４）子ども会育成会活動費補助金【生涯学習課】
（５）青少年相談員協議会活動費補助金【生涯学習課】
（６）青少年育成市民会議活動費補助金【生涯学習課】
（７）青少年育成推進員の会活動費補助金【生涯学習課】
（８）富士見市文化財保存団体連絡協議会補助金【生涯学習課】
（９）市民大学開設事業補助金【鶴瀬公民館】
（１０）子どもフェスティバル開催事業補助金【鶴瀬公民館】
（１１）水子貝塚星空シアター補助金【水子貝塚資料館】
（１２）公園活用推進事業補助金【難波田城資料館】

（１）子ども大学ふじみ開催補助金【生涯学習課】

交付目的	子どもの学ぶ力や生きる力の育成と、大学や市民団体等との連携により地域の教育力の向上を図るため、子ども大学☆ふじみを実施するにあたり実行委員会に対し補助金を交付する。	
交付先	富士見市子ども大学ふじみ実行委員会	
交付の根拠となる法令・条例・要綱等	富士見市子ども大学ふじみ開催事業補助金交付要綱	
交付予定金額	340,000 円	
補助対象事業	富士見市子ども大学ふじみの開催及び運営に関する事業	
補助対象経費	報償費	講師謝礼、事業協力者謝礼、出演料
	旅費	交通費
	消耗品費	事務用品代、紙代
	食糧費	お茶代
	印刷製本費	チラシ、ポスター、冊子等の印刷・製本費
	役務費	郵便料金、保険料
	使用料・賃借料	会場使用料、駐車場使用料、コピー代
	その他これらに類する経費	補助対象事業の実施上必要な経費で、社会通念上適切であると認められるもの
参考		
交付実績	令和７年度　申請額 340,000 円、確定額 340,000 円 令和８年度　申請額 340,000 円、確定額（未確定）	
事業内容	令和７年度実績　子ども大学として全８回の講義を実施。 令和８年度計画　子ども大学として全８回の講義を実施する。	

（２）人権教育推進事業補助金【生涯学習課】

交付目的	人権教育を推進することを目的として組織する富士見市人権教育推進協議会に対し、補助金を交付する。	
交付先	富士見市人権教育推進協議会	
交付予定金額	300,000 円	
交付の根拠となる法令・条例・要綱等	富士見市人権教育推進事業補助金交付要綱	
補助対象事業	(1) 人権教育の普及及び啓発に関する事業 (2) 協議会委員の資質向上に関する事業 (3) その他目的を達成するために必要な事業	
補助対象経費	報償費	講師謝礼、事業協力者謝礼、出演料
	旅費	交通費

	消耗品費	事務用品代、紙代
	食糧費	お茶代
	印刷製本費	チラシ、ポスター、冊子等の印刷・製本費用
	役務費	郵便料金、保険料、手数料
	使用料及び賃借料	会場使用料、バス借上料
	その他これらに類する経費	補助対象事業の実施上必要な経費で、社会通念上適切であると認められるもの
参考		
交付実績	令和７年度　申請額 300,000 円、確定額 246,402 円 理由：講演会の講師謝礼が不要となったため 令和８年度　申請額 300,000 円、確定額（未確定）	
事業内容	令和７年度実績 人権標語の選考、人権啓発用品作成、子ども部会・同和教育部会の開催、人権教育推進協議会総会、人権尊重教育講演会 令和８年度計画 人権標語の選考、啓発用品の作製・配布、研修会・講演会（人権尊重講演会、人権教育指導者養成講座、人権教育講演会）の開催・協力、その他事業	

（３）市民人材バンク推進事業補助金【生涯学習課】

交付目的	多様で豊かな地域社会を築いていくことを目的として市民の学び合いや支え合いを支援するため活動する富士見市市民人材バンク推進員の会に対し、補助金を交付する。	
交付先	富士見市市民人材バンク推進員の会	
交付の根拠となる法令・条例・要綱等	富士見市市民人材バンク推進員の会補助金交付要綱	
交付予定金額	80,000 円	
補助対象事業	(1) 富士見市市民人材バンクの活用を促進するための普及事業 (2) 登録者相互の交流を通じた資質向上を図るための事業 (3) その他目的を達成するために必要な事業	
補助対象経費	報償費	講師謝礼、事業協力者謝礼、出演料
	旅費	交通費
	消耗品費	事務用品代、紙代
	食糧費	お茶代、１日単位又は午前から午後にわたり開催しなければならない事業に従事するボランティアや講師の弁当代

	印刷製本費	チラシ、ポスター、冊子等の印刷・製本費
	役務費	郵便料金
	使用料・賃借料	会場使用料、駐車場使用料、コピー代
	その他これに類する経費	補助対象事業の実施上必要な経費で、社会通念上適切であると認められるもの
参考		
交付実績	令和７年度　申請額 80,000 円、確定額　80,000 円 令和８年度　申請額 80,000 円、確定額（未確定）	
事業内容	令和７年度実績 市民人材バンク制度登録者と利用者の開拓、広報・啓発活動、市民人材バンク活用モデル事業の実施、その他個別事業 令和８年度計画 市民人材バンク制度登録者と利用者の開拓、広報・啓発活動、市民人材バンクモデル事業の実施、推進員の資質向上、その他個別事業	

（４）子ども会育成会活動費補助金【生涯学習課】

交付目的	健全な青少年の育成を図ることを目的とした活動を行う子ども会育成会及び子ども会育成会連合会に対し、補助金を交付する	
交付先	勝瀬子ども会育成会　他 37 団体	
交付の根拠となる法令・条例・要綱等	富士見市子ども会育成会等補助金交付要綱	
交付予定金額	未定（８年度予定額 933,900 円　※300 円×3,113 人）	
補助対象事業	(1) 子どものスポーツ活動又はレクリエーション活動に関する事業 (2) 子どもの創作活動に関する事業 (3) 子ども会活動の指導者を育成するための研修会に関する事業 (4) 広報活動及び各子ども会育成会の情報交換に関する事業 (5) 青少年関係機関その他の団体と連携して行う事業	
補助対象経費	報償費	講師謝礼、出演料等
	旅費	交通費
	消耗品費	事務用品代、紙代
	食糧費	お茶代、事業に用いる菓子代
	印刷製本費	チラシ、ポスター、冊子等の印刷・製本費用
	賄材料費	調理を伴う事業の食材費
	役務費	郵便代金、切手代、保険料、手数料
	使用料	施設使用料、車両借上料、コピー代
	原材料費	木材費等

	その他これらに類する経費	補助対象事業の実施上必要な経費で、社会通念上適切であると認められるもの
参考		
交付実績	令和７年度　申請額 883,200 円、確定額 883,200 円 令和８年度　申請額 828,900 円、確定額（未確定）	
事業内容	令和７年度実績　各育成会にてクリスマス会、歓送迎会等実施 令和８年度予定　各育成会にてクリスマス会、歓送迎会等実施	

（５）青少年相談員協議会活動費補助金【生涯学習課】

交付目的	埼玉県知事が委嘱した青少年相談員の協議会に対し、活動費の補助を行うことにより、円滑な活動を促す。	
交付先	富士見市青少年相談員協議会	
交付の根拠となる法令・条例・要綱等	富士見市青少年相談員協議会補助金交付要綱	
交付予定金額	100,000 円	
補助対象事業	(1) 青少年を対象とした体験、交流、学習又は相談に関する事業 (2) 青少年相談員の情報交換及び資質向上に関する事業 (3) 青少年健全育成のための啓発及び広報に関する事業 (4) その他目的を達成するために必要な事業	
補助対象経費	旅費	交通費
	消耗品費	事務用品代、紙代
	食糧費	お茶代、事業に用いる菓子代（参加者が負担すべき費用を除く。）
	賄材料費	調理を伴う事業の食材費（参加者が負担すべき費用を除く。）
	役務費	郵便料金、保険料、手数料
	使用料	施設使用料、車両借上料、コピー代
	原材料費	木材費等
	その他これらに類する経費	補助対象事業の実施上必要な経費で、社会通念上適切であると認められるもの
参考		
交付実績	令和７年度　申請額 100,000 円、確定額 47,673 円 理由：一部事業中止のため 令和８年度　申請額 100,000 円、確定額（未確定）	
事業内容	令和７年度実績 通常総会、主催事業（ハーバリウムを作ろう、クリスマスクッキング、宇宙科学館（公共機関遅延により中止））、定例会議	

	令和８年度予定 総会、主催事業（室内工作事業、クリスマス会、スポーツ大会、施設見学)、青少年相談員のつどい、地区連事業、定例会

（６）青少年育成市民会議活動費補助金【生涯学習課】

交付目的	青少年が健全に育成される環境づくりを目的とした、富士見市青少年育成市民会議の活動へ補助を行うことにより、円滑な活動を促す。	
交付先	富士見市青少年育成市民会議	
交付の根拠となる法令･条例･要綱等	富士見市青少年育成市民会議補助金交付要綱	
交付予定金額	900,000 円	
補助対象事業	(1) 非行防止及び環境浄化に関する事業 (2) 青少年又は保護者を対象とした体験、交流又は学習に関する事業 (3) 青少年健全育成のための啓発及び広報に関する事業 (4) いじめ防止対策に関する事業 (5) その他目的を達成するために必要な事業	
補助対象経費	報償費	講師謝礼、出演料等
	旅費	交通費
	消耗品費	事務用品代、紙代
	食糧費	お茶代
	印刷製本費	チラシ、ポスター、冊子等の印刷代
	賄材料費	調理を伴う事業の食材費（参加者が負担すべき費用を除く。）
	役務費	郵便料金、保険料、手数料
	使用料	施設使用料、車両借上料、コピー代
	その他これらに類する経費	補助対象事業の実施上必要な経費で、社会通念上適切であると認められるもの
参考		
交付実績	令和７年度　申請額 900,000 円、確定額 900,000 円 令和８年度　申請額 900,000 円、確定額（未確定）	
事業内容	令和７年度実績 総会、子ども大学☆ふじみ･子どもスポーツ大学☆ふじみ（実行委員)、富士見市青少年健全育成市民大会、富士見ふるさと祭り（啓発活動等)、賛助会員募集、中学生の主張大会、その他各支部・部会（鶴瀬東支部、南畑支部、鶴瀬西支部、水谷支部、環境浄化部会、健全育成部会、広報教育部会）にて主催事業実施	

	令和８年度予定 総会、子ども大学☆ふじみ・子どもスポーツ大学☆ふじみ（実行委員）、青少年健全育成市民大会、富士見ふるさと祭り、賛助会員の募集、中学生の主張大会、その他各支部・部会主催事業実施。

（７）青少年育成推進員の会活動費補助金【生涯学習課】

交付目的	青少年育成埼玉県民会議会長が委嘱した青少年育成推進員の会に対し、活動費の補助を行うことにより、円滑な活動を促す。	
交付先	富士見市青少年育成推進員の会	
交付の根拠となる法令・条例・要綱等	富士見市青少年育成推進員の会補助金交付要綱	
交付予定金額	120,000 円	
補助対象事業	(1) 家庭を健全にするための活動に関する事業 (2) 青少年育成県民運動の推進に関する事業 (3) 非行防止の啓発及び環境浄化に関する事業 (4) 青少年育成推進員の連携強化及び資質向上に関する事業 (5) その他目的を達成するために必要な事業	
補助対象経費	旅費	交通費
	消耗品費	事務用品代、紙代
	食糧費	お茶代
	印刷製本費	チラシ、ポスター、冊子等の印刷代
	役務費	郵便料金、手数料
	使用料	施設使用料、コピー代
	その他これらに類する経費	補助対象事業の実施上必要な経費で、社会通念上適切であると認められるもの
参考		
交付実績	令和７年度　申請額 120,000 円、確定額 120,000 円 令和８年度　申請額 120,000 円、確定額（未確定）	
事業内容	令和７年度実績 総会、定例会、富士見市青少年育成市民会議への参加、「家庭の日」ポスターコンクール開催、富士見ふるさと祭り（啓発活動）、富士見市いじめ問題対策連絡協議会（協議会委員） 令和８年度予定 総会、定例会、富士見市青少年育成市民会議への参加、「家庭の日」ポスターコンクール開催、富士見ふるさと祭り（啓発活動）、中学生の主張大会出席、各学校区パトロール	

（８）富士見市文化財保存団体連絡協議会補助金【生涯学習課】

交付目的	市内に所在する市指定文化財である民俗芸能の保存団体に対して補助金を交付し、郷土芸能の保存、継承、後継者の育成に努め、市民文化の向上に資する。	
交付先	富士見市文化財保存団体連絡協議会（7 団体）	
交付の根拠となる法令･条例･要綱等	・富士見市文化財の保存及び活用に関する条例 ・富士見市文化財保存事業補助金交付要綱	
交付予定金額	200,000 円	
補助対象事業	文化財の管理、修繕、復旧、公開又は調査に関する事業	
補助対象経費	旅費	交通費
	消耗品費	事務用品代、練習用消耗品代
	食糧費	お茶代
	役務費	クリーニング代
	使用料	会場使用料
	工事請負費	市指定有形文化財（建造物に限る。）に係る工事費用
	備品購入費	小道具代、練習用物品代
	その他これらに類する経費	補助対象事業の実施上必要な経費で、社会通念上適切であると認められるもの
参考		
交付実績	令和７年度　申請額 200,000 円、確定額 200,000 円 令和８年度　200,000 円（申請予定）	
事業内容	令和７年度実績 南畑八幡神社獅子舞保存会の提灯、面、笠の修繕を実施。 令和８年度予定 加盟団体の後継者育成のための助成、道具修繕若しくは買い替え等の助成	

（９）市民大学開設事業補助金【鶴瀬公民館】

交付目的	市民誰もが豊かな生活を築くための学習機会を提供することを目的として活動する特定非営利活動法人富士見市民大学に対し、補助金を交付する
交付先	特定非営利活動法人富士見市民大学
交付の根拠となる法令･条例･要綱等	富士見市民大学開設事業補助金交付要綱
交付予定金額	1,100,000 円
補助対象事業	（1）富士見市民大学の講座開設に関する事業

	(2) 郷土富士見検定の実施に関する事業	
補助対象経費	報償費	講師謝礼、デザイン・データ入力等アドバイザー謝礼
	旅費	交通費
	消耗品費	事務用品代、紙代、看板材料代
	食糧費	お茶代（講師用）
	印刷製本費	リーフレット、問題集等の印刷代
	役務費	郵便料金、保険料
	原材料費	原材料費
	その他これらに類する経費	補助対象事業の実施上必要な経費で、社会通念上適切であると認められるもの
参考		
交付実績	令和７年度　申請額 1,100,000 円、確定額 1,100,000 円 令和８年度　申請額 1,100,000 円、確定額（未確定）	
事業内容	令和７年度実績　第４８期市民大学　令和７年６月７日～令和８年３月７日　４講座と４回の公開講演会を開講 令和８年度予定　第４９期市民大学　令和８年６月６日～令和９年２月２７日　４講座と５回の公開講演会を予定	

（１０）子どもフェスティバル開催事業補助金【鶴瀬公民館】

交付目的	富士見市子どもフェスティバルを開催するために組織する富士見市子どもフェスティバル実行委員会に対し、補助金を交付する	
交付先	富士見市子どもフェスティバル実行委員会	
交付の根拠となる法令・条例・要綱等	富士見市子どもフェスティバル開催事業補助金交付要綱	
交付予定金額	2,567,000 円	
補助対象事業	富士見市子どもフェスティバルを開催する事業	
補助対象経費	報償費	講師謝礼、ボランティア謝礼、事業協力者謝礼
	旅費	交通費
	消耗品費	事務用品代、紙代
	食糧費	お茶代、1 日単位又は午前から午後にわたり事業に従事するボランティアの弁当代
	印刷製本費	ちらし、ポスター等の印刷代
	役務費	郵便料金
	委託料	会場設営委託料、警備委託料
	使用料・賃借料	会場使用料、コピー代

	原材料費	補修用材料費
	その他これらに類する経費	補助対象事業の実施上必要な経費で、社会通念上適切であると認められるもの
参考		
交付実績	令和７年度　申請額 2,567,000 円、確定額 2,567,000 円 令和８年度　申請額 2,567,000 円、確定額 2,567,000 円	
事業内容	令和７年度実績　第５２回子どもフェスティバル　４月２０日（日） 子どもステージ、アトラクション、縁日コーナー、中央図書館連携企画を実施 令和８年度実績　第５３回子どもフェスティバル　４月１９日（日） 子どもステージ、アトラクション、縁日コーナー、中央図書館連携企画を実施	

（１１）水子貝塚星空シアター補助金【水子貝塚資料館】

交付目的	国指定史跡である水子貝塚の魅力を広める機会とするとともに、郷土文化を醸成する場とすることを目的とした水子貝塚星空シアターを開催するために組織する水子貝塚星空シアター実行委員会に対し、補助金を交付する	
交付先	水子貝塚星空シアター実行委員会	
交付の根拠となる法令・条例・要綱等	水子貝塚星空シアター開催事業補助金交付要綱	
交付予定金額	1,398,000 円	
補助対象事業	水子貝塚星空シアターを開催する事業	
補助対象経費	報償費	事業協力者謝礼
	委託料	会場設営等委託料（舞台、スクリーン、テント、机、イス等）、駐車場警備委託料
	使用料・賃借料	映像ソフト、映写機等賃借料（出張映写費を含む。）
	その他これらに類する経費	補助対象事業の実施上必要な経費で、社会通念上適切であると認められるもの
参考		
交付実績	令和７年度　申請額 1,398,000 円、確定額 1,375,559 円 令和８年度　申請額 1,398,000 円、確定額（未確定）	
事業内容	令和７年度実績　令和７年９月６日（土）　ステージ、縄文体験、模擬店、野外映画を実施 令和８年度予定　令和８年９月５日（土）　ステージ、縄文体験、模擬店、セレモニー、野外映画を予定	

（１２）難波田城公園活用推進協議会補助金【難波田城資料館】

交付目的	県指定旧跡である難波田氏館跡の魅力を広めるとともに、難波田城公園の活用を通して郷土文化の醸成及び地域の発展を目的として組織する難波田城公園活用推進協議会に対し、補助金を交付する	
交付先	難波田城公園活用推進協議会	
交付の根拠となる法令・条例・要綱等	難波田城公園活用推進協議会補助金交付要綱	
交付予定金額	267,000 円	
補助対象事業	(1) 難波田城公園まつりの開催に関する事業 (2) 古民家コンサートの開催に関する事業 (3) その他目的を達成するために必要な事業	
補助対象経費	報償費	出演料、事業協力者謝礼
	消耗品費	事務用品代、紙代
	役務費	郵便料金、保険料
	委託料	交通警備委託料
	その他これらに類する経費	補助対象事業の実施上必要な経費で、社会通念上適切であると認められるもの
参考		
交付実績	令和７年度　申請額 267,000 円、確定額 267,000 円 令和８年度　申請額 267,000 円、確定額（未確定）	
事業内容	令和７年度実績 難波田城公園まつり　６月１日（日）　昔体験、紙芝居、武者行列、火縄銃演武、芸能発表等を実施 古民家コンサート　１０月２６日（日） 令和８年度予定 難波田城公園まつり　６月７日（日） 古民家コンサート　１０月	